

第63回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項のご案内

■ 事業報告

会社の体制及び方針

- | | | |
|---|-------|---|
| 1. 業務の適正を確保するための体制
(内部統制システム構築の基本方針) | | 1 |
| 2. 株式会社の支配に関する基本方針 | | 2 |

■ 連結計算書類

- | | | |
|-----|-------|---|
| 注 記 | | 5 |
|-----|-------|---|

■ 計算書類

- | | | |
|-----|-------|----|
| 注 記 | | 10 |
|-----|-------|----|

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、
インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tadano.co.jp/>) に
掲載しているものです。

■ 事業報告

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）

当社が「業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、タダノグループ「CSR憲章」「CSR規範」に従って、グループ社員全員が法令や社会のルールを遵守し、また高い倫理観をもち、透明・健全かつ誠実な事業活動に取り組む。
また、コンプライアンス担当役員を設置すると共に、コンプライアンス委員会を通じて、啓発ツール等による法令遵守の教育研修を行い、コンプライアンスの徹底を図ると共に、内部通報制度によりコンプライアンス体制の強化を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務上には、事業戦略リスク、法的リスク、製品安全リスク、情報セキュリティリスク、環境リスク、自然災害リスク等様々なリスクがある。リスク委員会を通じて、定期的に社内のリスクの洗い出しと評価を行い、リスク毎に対応部署を定めて対応策を講じると共に規程化等により、リスクマネジメントの強化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、グループとして目標とすべき中期経営計画を定める。また、中期経営計画に基づき、年度毎に業績目標と予算を設定して、定期的に業績及び予算管理を行うと共に適切な経営資源の配分を行い、効率的な業務執行の確保を図る。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ子会社は、当社が定める「グループ経営推進基準」に従って、経営を行う。
当社は、グループ社員にも「CSR憲章」「CSR規範」及び内部通報制度を適用し、グループのコンプライアンス体制を強化する。グループ子会社は、各社の事業や規模を踏まえたリスク管理を行い、かつ内部統制システムの構築を推進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の求めがあった場合には、内部統制室その他の関連部署は、監査役を補助するものとする。当該使用人に対しては、取締役及び他の使用人からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼす事実及び法令・定款違反等コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告し、内部監査の実施状況及び内部通報制度に基づく通報状況については、適時に監査役に報告する。
取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑧ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催する。
監査役、内部統制室、会計監査人は、相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図る。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、企業価値を高めるためには、透明・健全かつ誠実な事業活動を行い、企業としての社会的責任を果たすことが重要であると認識している。タダノグループ「CSR規範」において反社会的行為への関与禁止を宣言し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこと」としている。
反社会的勢力からの不当要求等に対しては、企画管理部を主管部署とし、顧問弁護士、専門機関その他関係当局と連携し、毅然とした態度でその排除に取り組む。

- ⑩ 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営方針であります企業価値の最大化に向けて事業活動を推進するにあたっては、当社グループの事業活動に関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・取引先及び従業員等の全てのステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解があつてこそ、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社グループの企業価値・株主の皆様様の共同の利益の最大化に向けた経営を行うことが可能であると考えております。

従って、これらに関する十分な理解なしに当社株券等の大規模買付行為等がなされる場合には、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものと考えております。

しかし、大規模な買付行為等の中には、買収目的等からみて、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に対し明白な侵害をもたらすもの、あるいは当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在する可能性があります。

当社は、このような企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることにならない大規模な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、「市場変動を乗り越え、新たな成長軌道へ」をメインテーマとして平成20年度から平成22年度までの『中期経営計画(08-10)』に取り組んでおります。しかしながら、経営環境の激変を受けて、平成21年度(09年度)より『中期経営計画(08-10)』を凍結し、緊急対応に集中しております。

また、コーポレート・ガバナンスにつきましては、経営の透明性・健全性・効率性を確保するための経営の重要課題の一つとして位置付けております。

当社では、執行役員制度を導入し、少数の取締役によって、グループ全体の視点に立った迅速な意思決定を行い、取締役相互の監視と執行役員の業務執行の監督を行っております。

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催しております。

さらに、企業としての社会的責任を果たすため、CSR委員会（委員長：代表取締役社長）を設置し、その課題解決推進組織となる「リスク委員会」「コンプライアンス委員会」「環境委員会」「製品安全委員会」「人材育成委員会」「安全衛生委員会」を通じ、経営の透明性と健全性を継続的に高め、業務リスクの軽減と業務品質向上を図る取組みを行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年5月8日に開催された取締役会において、当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」という）の導入を決定し、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において承認可決されました。これにより、本対応方針の有効期間は、平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

当社株券等の大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者に対して、当該大規模買付行為等に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるとともに、当社株券等の大規模買付行為等に関するルール（以下「大規模買付ルール」という）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、或いは②遵守した場合でも、大規模買付行為等が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうときには、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

大規模買付行為等に対する対抗措置としては、大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当てその他法令又は当社の定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

④ 上記の各取組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 基本方針の実現に資する取組み(上記②の取組み)について

上記②に記載した諸施策は、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み(上記③の取組み)について

(a) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、上記③に記載のとおり、大規模買付行為等が行われた際に、当該大規模買付行為等が不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様及び当社取締役会が判断するために必要な情報及びその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(b) 当該取組みが当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本対応方針は当社株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を充足しております。

2) 株主意思を重視するものであること

本対応方針の有効期間は、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会において、本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、①本対応方針の導入、継続、変更及び廃止を株主総会の決議によっても決定することができることとする定款変更、並びに、②本対応方針の有効期間の延長の可否について株主の皆様にご議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得て、平成20年6月24日開催の第60回定時株主総会の日から平成23年6月開催予定の第63回定時株主総会の終結の時までの3年間となっております。

加えて、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本対応方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で変更又は廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。

3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、大規模買付ルールを遵守して一連の手續が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性、公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

実際に大規模買付行為等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであるか否かを検討し、当該大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきか否かについて、取締役会に勧告します。当社取締役会は、その勧告を最大限尊重して対抗措置を発動するか否かを決定します。独立委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆様にご情報開示いたします。

このように、独立性の高い独立委員会により、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益に資するよう本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件を設定していること

本対応方針においては、大規模買付行為等に対する対抗措置は合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者による大規模買付行為等が行われた場合、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる当社取締役会の判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会における本対応方針を変更又は廃止する旨の決議により、いつでも変更又は廃止することができるものとされております。従って、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

■ 連結計算書類 注記

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 …… 24社

主要な連結子会社の名称

ファウンGmbH、タダノ・ファウンGmbH、タダノ・アメリカCorp.

四国機工(株)、(株)タダノアイメス

(除外)

前連結会計年度まで当社の連結子会社であった関西クレーンサービス(株)及び(株)キング自動車工業は、平成22年4月1日付で連結子会社である(株)九州テクノに吸収合併されております。なお、(株)九州テクノは商号変更し、(株)タダノテクノ西日本となっております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 …… 1社

非連結子会社の名称

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオLtda.

(連結の範囲から除いた理由)

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオLtda. は実質的な営業を行っていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社タダノ・インダストリア・エ・コメルシオLtda. 及び関連会社3社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。主要な関連会社は北起多田野(北京)起重機有限公司であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ファウンGmbH、タダノ・ファウンGmbH、タダノ・ファウン・ホーランドB.V.、タダノ・アジアPte. Ltd.、韓国多田野(株)、多田野華南有限公司、タダノ・アメリカCorp.、京城多田野(北京)液圧機器有限公司、タダノ・ファウン・シュタールバウGmbH、タダノ・アメリカ・ホールディングスInc.、金天利多田野(河北)金属加工有限公司、タダノオセアニアPty. Ltd. 及びタダノ・マンティスCorp. の決算日は12月31日であり、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。また、その他の連結子会社の決算日は3月31日であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(市場価格のあるもの) …… 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)

その他有価証券(市場価格のないもの) …… 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品・製品・半製品(キャリヤパーツ)

… 主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

半製品(その他)

… 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

… 主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

… 主として総平均法による原価法(キャリヤは個別法による原価法)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
…………… 主として定率法（在外連結子会社は定額法）
- (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。
製品保証引当金
製品のアフターサービスに対する費用に充当するため、主として過去の実績割合により計上しております。
債務保証損失引当金
当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の処理
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間の均等償却を行っております。
- (7) 収益及び費用の計上基準
売上のうち、一部について割賦基準を採用しております。
- (8) 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額ははありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より、「少数株主損益調整前当期純損失」の科目を表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,862 百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 当社顧客の提携リース会社等よりのファイナンスに対する保証 | 6,649 百万円 |
| 3. 受取手形裏書譲渡高 | 3,096 百万円 |
| 4. 土地の再評価 | |

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

5,750百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 129,500,355 株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	381	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額 | 381百万円 |
| ②配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③1株当たり配当額 | 3円 |
| ④基準日 | 平成23年3月31日 |
| ⑤効力発生日 | 平成23年6月27日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な運用に限定し、また、資金調達については金融機関よりの借入あるいは社債によりおこなう方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するため、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに短期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業展開していることから生じている外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部の外貨建ての営業債権については先物為替予約を利用してヘッジしております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定にしたがい取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期毎に把握する事としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に取締役会に時価が報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に伴う資金調達であり、長期借入金は主に投融資にかかる資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払い金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているためその判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性のリスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により個別に管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	30,378	30,378	-
(2) 受取手形及び売掛金	30,498		
貸倒引当金	△ 664		
	29,834	29,813	△ 21
(3) 短期貸付金	1,487		
貸倒引当金	-		
	1,487	1,609	122
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	5,408	5,408	-
(5) 支払手形及び買掛金	(14,425)	(14,425)	-
(6) 未払金	(2,747)	(2,747)	-
(7) 短期借入金	(7,930)	(7,930)	-
(8) 未払法人税等	(318)	(318)	-
(9) 長期借入金	(11,789)	(11,798)	9
(10) 社債	(20,000)	(20,230)	230

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価については、一定の期間毎に区分した受取手形の入金予定金額をリスクフリーレートで割り引いた現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。

- (3) 短期貸付金
短期貸付金の時価については、一定の期間毎に区分した貸付金の元利金をリスクフリーレートで割り引いた現在価値から貸倒引当金を控除した金額によっております。
- (4) 投資有価証券
投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、証券投資信託の受益証券は基準価格によっております。
- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 未払金、(7) 短期借入金並びに(8) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) 長期借入金並びに(10) 社債
長期借入金及び社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入及び社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額160百万円)及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額43百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	590円58銭
2. 1株当たり当期純損失	52円90銭

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類 注記

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券(市場価格のあるもの)……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)

その他有価証券(市場価格のないもの)……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

製品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

半製品……………月総平均法による原価法(キャリヤパーツは個別法による原価法)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……………個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

原材料……………月総平均法による原価法(キャリヤは個別法による原価法)

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用に充当するため、製品保証実施規定に基づく保証サービス費の過去の実績率を基準にした要保証サービス額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 割賦販売の会計処理

(未経過割賦販売利益)

割賦契約による売上について割賦販売の会計処理を採用しており、支払期日未到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益戻入」として当事業年度の利益に戻入しております。

(割賦販売受取利息)

支払期日未到来分に対応する額を「割賦販売前受利息」として流動負債に計上するとともに、当事業年度中の支払期日到来分に対応する額を「割賦販売受取利息」として営業外収益に計上しております。

5. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理に、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

6. 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,496,283株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,673
関係会社株式	556
棚卸資産評価損	587
未払費用	343
繰越欠損金	4,274
その他の	1,715
繰延税金資産小計	9,150
評価性引当額	△ 1,481
繰延税金資産合計	7,669
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 461
その他有価証券評価差額金	△ 365
その他の	△ 26
繰延税金負債合計	△ 853
繰延税金資産の純額	6,816

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,187
固定資産－繰延税金資産	5,628

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、工場機械設備の一部、電子計算機及びその周辺機器等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機 械 工 具 器 具 及 び 装 置 及 び 備 品	そ の 他	合 計
取得価額相当額(百万円)	386	41	1,006
減価償却累計額相当額(百万円)	287	33	720
期末残高相当額(百万円)	99	7	285

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	130百万円
1年超	172百万円
合計	302百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	254百万円
減価償却費相当額	202百万円
支払利息相当額	9百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	コンコルト・リース・アット・ファイナンス㈱	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入(注1)	1,104	借入金	3,200
子会社	ファウンGmbH	所有 直接 100.0%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受入(注2)	2,586 6	- -	- -
子会社	カダノ・ファウンGmbH	所有 間接 100.0%	原材料・製品の購入	当社建設用クレーンの原材料の購入及びファウン社製建設用クレーンの購入(注3)	6,382	買掛金	188
子会社	カダノ・アメリカCorp.	所有 間接 100.0%	製品・半製品の販売	当社及びファウン社製建設用クレーン並びに半製品の販売(注4)	6,542	売掛金	3,180

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) コンコルト・リース・アット・ファイナンス㈱に対する借入については、市場金利を勘案して決定しております。
(注2) ファウンGmbHの銀行借入につき、債務保証を行ったものであり年率0.3%の保証料を受領しております。
(注3) 原材料・製品の購入にあたっては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
(注4) 製品・半製品の販売にあたっては、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	570円19銭
2. 1株当たり当期純損失	33円25銭

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、退職金規程を改定し、平成23年4月1日より退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。当該移行に伴い、終了損益が発生しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

イ. 退職給付債務	△	6,563
ロ. 年金資産		1,018
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△	5,544
ニ. 未認識数理計算上の差異		1,311
ホ. 退職給付引当金(ハ+ニ)	△	4,232

3. 退職給付費用に関する事項(自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

イ. 勤務費用		453
ロ. 利息費用		191
ハ. 期待運用収益	△	29
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額		259
ホ. 制度移行に伴う損益(純額)		1,239
ヘ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)		2,114

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.00%
ハ. 期待運用収益率	0.75%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	12年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。)

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。